



発鳥後期高齢総第54号
平成20年6月19日

鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報審査会
会長 岩井和由様

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 竹内 功



諮 問 書

「死者に関する個人情報の取扱い」について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項 「死者に関する個人情報の取扱い」について
2. 諮問の内容 別紙「諮問説明書」のとおり



諮 問 説 明 書

1. 諮問の内容

現行の条例では、死者に関する情報を個人情報の定義から除いていない。しかし、個人情報の開示請求ができる者は本人（未成年者及び成年被後見人の法定代理人を含む）に限定されている。そのため、本人が死亡している場合、開示請求は事実上できない。「死者に関する個人情報」について、開示請求があった場合の対応等、どのように取り扱うべきか意見を求める。

2. 諮問の趣旨及び内容説明

「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」では、生存する個人に関する情報を「個人情報」としており、死者に関する情報は含まれていない。死者に関する情報については、同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合のみ、当該生存する個人に関する情報として保護するとなっている。したがって、開示請求できるのは本人（未成年者及び成年被後見人の法定代理人を含む）のみであり、遺族等への開示請求権は認めていない。

しかし、厚生労働省は、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成17年3月31日保発第0331007号保険局長通知）のなかで、死者の診療報酬明細書等の情報について、被保険者等であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ留意した上で、開示しても差し支えないとしている。また、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成17年4月1日 厚生労働省）のなかでも、死者に関する個人情報について、漏えい、滅失又はき損防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとし、照会があった場合は、さきの保険局長通知に基づき、遺族に対して診療報酬明細書等の個人情報の提供を行うものとする。とある。

当広域連合において、「死者に関する個人情報」について、どのように取り扱うべきか、審査会の意見を求めるものである。

3. 死者に関する個人情報の考え方及び方向性

1) 個人情報保護条例の基本的な考え方

個人情報保護条例は、個人情報に対する個人の主体的なかわりを確保することにより、当該個人情報に係る本人の権利利益を保護することを目的としている。したがって、遺族等を含めた第三者の権利利益を保護することを意図するものではないことから、死者の個人情報について、遺族であることにより死者本人と同一視して、開示請求をすることはできない。

しかし、死者についても、人権は守られるべきであり、漏えい・滅失又はき損等の防止のため、生存者と同等の安全管理措置を講ずるべきである。

2) 診療報酬明細書等の取扱いについて

今日、医療や福祉の分野では、「2. 諮問の趣旨及び内容説明」でもあげた厚生労働省

が示しているガイドラインや保険局長通知により、既に死者に関する情報の遺族への開示が進展している。このような状況を踏まえ、後期高齢者医療に係る診療報酬明細書の開示の取扱いについては、遺族に開示請求権を認めるということではなく、遺族からの「開示依頼」に基づく提供であり、個人情報保護条例第8条第2項に規定する目的外提供（個人情報保護条例第8条第1項第6号に該当する場合（実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき））を適用して提供するものとするものである。

なお、診療報酬明細書の開示については、「鳥取県後期高齢者医療診療報酬明細書の開示に係る取扱要領」を定め、取り扱うこととする。

【個人情報保護条例】抜粋

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であつて、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合、この限りではない。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

【添付資料】

- ・資料1 「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(平成17年4月1日 厚生労働省) 抜粋
- ・資料2 「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」
(平成17年3月31日保発第0331007号厚生労働省保険局長通知)

国民健康保険組合における個人情報の 適切な取扱いのためのガイドライン

(抜粋)

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり、厚生労働大臣が法を執行する際の基準となるものである。

2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び国会における附帯決議において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであると指摘されており、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等を取り扱う国保組合においては、積極的な取組が求められている。

このことを踏まえ、本ガイドラインでは、法の趣旨を踏まえ国保組合における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、国保組合においては、法令、基本方針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。

具体的には、国保組合は、本ガイドラインの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められる。また、【その他の事項】については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められる。

3. 本ガイドラインの対象となる事業者

本ガイドラインが対象としている事業者は、国民健康保険組合である。

なお、レセプトの入力・点検業務、被保険者証の印刷作成、人間ドック等の健診、保健指導など、国保組合から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイドラインのⅢ4. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う国保組合は、業務の委託に当たり、本ガイドラインの趣旨を理解し、本ガイドラインに沿った対応を行う事業者を委託先として選定し、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。併せて委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要がある。

また、法令上、「個人情報取扱事業者」としての義務等を負うのは国保組合のうち、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000 を超えない事業者を除くものとされている。

しかし、国保組合は、個人情報を提供してサービスを受ける被保険者から、その規模等によらず適切かつ円滑な保険給付及び保健事業（以下「保険給付等」という。）の実施が期待されていること、そのため、適切かつ円滑な保険給付等の実施のために最善の努力を行う必要があること、また、被保険者の立場からは、どの国保組合が法令上の義務を負う個人情報取扱事業者に該当するかが分かりにくいこと等から、本ガイドラインにおいては個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負う国保組合に限らず、全ての国保組合を対象として、本ガイドラインの遵守を求めるものである。

4. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。

なお、当該被保険者が死亡した後においても、国保組合が当該被保険者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

5. 都道府県知事の権限行使との関係等

本ガイドライン中、国保組合が【法の規定により遵守すべき事項等】に記載された内容のうち、国保組合の義務とされている内容を個人情報取扱事業者としての義務を負う国保組合が遵守しない場合、都道府県知事は、法第34条及び第51条の規定に基づき、「勧告」及び「命令」を行うことがある。

6. 国保組合が行う措置の透明性の確保と対外的明確化

法第3条では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を慎重に扱うべきことが指摘されている。

国保組合は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する明確かつ適正な規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められる。また、被保険者から当該本人の個人情報がどのように取り扱われているか等について知りたいという求めがあった場合は、当該規則に基づき、迅速に情報提供を行う等必要な措置を行うものとする。

個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の内容としては、国保組合が個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと並びに、関係法令及び本ガイドライン等を遵守すること等、個人情報の取扱いに関する規則においては、個人情報に係る安全管理措置の概要、本人等からの開示等の手続、第三者提供の取扱い、苦情への対応等について具体的に定めることが考えられる。

なお、利用目的等を広く公表することについては、以下のような趣旨があることに留意すべきである。

①国保組合で個人情報が利用される意義について被保険者の理解を得ること。

②国保組合において、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的に明らかにすること。

7. 責任体制の明確化と被保険者等窓口の設置等

国保組合は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。このため、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導性を有し、事業者全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施できる体制を構築するものとする。

また、被保険者に対しては、利用開始時に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要があるが、加えて、被保険者等が疑問に感じた内容を、いつでも、気軽に問い合わせできる窓口機能等を確保することが重要である。さらに、個人情報の取扱いに関し被保険者からの相談や苦情への対応等を行う窓口機能等を整備するとともに、その窓口がサービスの提供に関する相談機能とも有機的に連携した対応が行える体制とするなど、被保険者の立場に立った対応を行う必要がある。

なお、個人情報の利用目的の説明や窓口機能等の整備、開示の求めを受け付ける方法を定める場合等に当たっては、障害のある被保険者にも配慮する必要がある。

8. 遺族への個人情報の提供の取扱い

法は、OECD8原則の趣旨を踏まえ、生存する個人の情報を適用対象とし、個人情報の目的外利用や第三者提供に当たっては本人の同意を得ることを原則としており、死者の情報は原則として個人情報とならないことから、法及び本ガイドラインの対象とはならない。しかし、被保険者が死亡した際に、遺族から診療報酬明細書等の個人情報について照会が行われた場合、国保組合は、被保険者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる。このため、別に定める通知（「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成17年3月31日保険局長通知））に基づき、遺族に対して診療報酬明細書等の個人情報の提供を行うものとする。

9. 他の法令等との関係

国保組合は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針及び本ガイドラインに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守しなければならない。

【以下 省略】

保発第0331007号
平成17年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の被保険者への開示について

標記については、平成9年6月25日付け厚生省老人保健福祉局長及び保険局長並びに社会保険庁運営部長連名通知により、その取扱いを示してきたところであるが、本年4月より個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)等個人情報保護関連法令が全面施行されるに伴い、個人情報としての診療報酬明細書等の開示の取扱いについて、法令の趣旨及び法令に基づく手続を確認する観点から下記のとおり取りまとめたので、御了知の上、貴管内市町村、国民健康保険組合及びその他関係機関に対する周知について御配慮願いたい。

下記取扱いは平成17年4月1日から適用することとし、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成9年6月25日付け老企第64号、保発第82号、庁保発第16号)及び「遺族に対する診療報酬明細書等の開示の際の保険医療機関等に対する連絡の見直しについて(通知)」(平成14年11月25日付け保総発第1125001号、保国発第1125001号)は廃止することとする。

なお、市町村に対しては、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

1. 被保険者から保険者（老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。）に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示（診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。）の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上で、当該診療報酬明細書等を開示すること。
 - ① 診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。
 - ② 保険医療機関、特定承認保険医療機関、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうか確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。
 - ③ 調剤報酬明細書に係る②の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、②の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、被保険者の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。
2. 被保険者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた代理人から被保険者本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。
3. 被保険者であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、被保険者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、以下の点に留意した上で、開示して差し支えないこと。
 - ① 診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。
 - ② 遺族が診療報酬明細書等の開示を求めているという情報は個人情報に該当すること。